

平成28年霞台厚生施設組合議会
第1回臨時会会議録

平成28年8月24日（水曜日）午前11時30分開会

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第6号及び議案第7号

本日の会議に付した案件

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第6号及び議案第7号

出席議員 16名

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 櫻井 茂 君 | 9番 大槻勝男 君 |
| 2番 植木弘子 君 | 10番 笹目雄一 君 |
| 3番 川村成二 君 | 11番 加固豊治 君 |
| 4番 石川祐一 君 | 12番 川澄敬子 君 |
| 5番 小松豊正 君 | 13番 山本 進 君 |
| 6番 大槻良明 君 | 15番 矢口龍人 君 |
| 7番 岡崎 勉 君 | 16番 久保田良一 君 |
| 8番 鳥羽田創造 君 | 17番 櫻井信幸 君 |

欠席議員 1名

- 14番 荒川一秀 君

法第121条により出席した者

- | | |
|---------------|-----------------|
| 管理者 今泉文彦 君 | 事務局次長 佐藤博之 君 |
| 副管理者 島田穰一 君 | 総務課長 本田俊行 君 |
| 副管理者 坪井 透 君 | 業務課長 比気 静 君 |
| 副管理者 小林宣夫 君 | 建設計画課長 織田俊彦 君 |
| 会計管理者 加藤乃利明 君 | 建設計画課長補佐 栗山英範 君 |

職務のため出席した者

- | | |
|-----------|-----------|
| 係長 坂本康一 君 | 主幹 竹内聡史 君 |
|-----------|-----------|

平成28年8月24日（水曜日）
午前11時30分開会

○議長（山本進君） ただ今の出席議員は、16名です。
定足数に達しておりますので、これより平成28年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会を開会いたします。

○議長（山本進君） これより議事日程に入ります。

（日程第1・会期の決定）

○議長（山本進君） 日程第1・会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2・署名議員指名）

○議長（山本進君） 日程第2，会議録の署名議員を指名いたします。
霞台厚生施設組合議会会議規則第111条の規定により、
8番・鳥羽田創造君。
9番・大槻勝男君。
の両名を指名いたします。

（日程第3・諸般の報告）

○議長（山本進君） 日程第3・諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、
管理者・今泉君。副管理者・島田君。副管理者・坪井君。副管理者・小林君。
会計管理者・加藤君。事務局次長・佐藤君。総務課長・本田君。業務課長・比気君。
建設計画課長・織田君。建設計画課長補佐・栗山君。
以上であります。

（日程第4・議案第6号及び第7号）

○議長（山本進君） 日程第4・議案第6号及び議案第7号を議題といたします。
これより、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 本日、ここに提案致しました議案についてご説明申し上げます。

議案第6号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,260万円を追加し、補正後の予算総額を8億2,360万円とするものです。

今回の補正は、一般廃棄物新広域処理施設の整備を進めるなかで、周辺環境の整備事業の一環として協議、検討してきた周辺道路の整備に係る測量費と建設用地の整備のための高令者福祉センター解体工事設計業務の経費を補正するものです。

また、議会においては、先進地の事例を調査し、広域化のプロセスや事業効果について理解を深めるため視察の実施を決定したことから、当初予算に計上していなかった公共交通機関の経費を補正するものです。

第2表の債務負担行為の補正については、本組合が使用している財務会計システムの搭載機器及び職員業務用コンピュータを更新するほか、業務データの集中管理とセキュリティ強化のため、新たにサーバーを導入するものです。

詳細については、補正予算書の事項別明細書をご参照願います。

次に、議案第7号、霞台厚生施設組合高令者福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについて。

本案は、昭和54年から老人の健康の増進、教養の向上及び娯楽、保養のための施設として便宜を供与してきたが、ごみ処理広域化に伴う新処理施設の整備に当たり建設用地を確保する必要が生じたことや、竣工から37年が経過しているなどを総合的に勘案し、撤去、解体するものです。

以上が、提案いたしました議案に対する説明でございます。十分ご審議のうえご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（山本進君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

（議案質疑）

○議長（山本進君） 次に、議案質疑を行います。

質疑は、通告の順にこれを許します。

なお、質疑時間は1議員30分以内、質疑の回数は2回ですので、よろしく願いいたします。

5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 日本共産党の小松豊正でございます。

議案質疑に入る前にどうしても申し述べたいことがあります。

今日は午前10時から臨時会というふうになってたのに突然それが変更されて全員協議会、前日私は事務所に行きましたけど、何の説明もありませんでした。こんなことは私は初めてです。これはまずいので是正を求めます。

それから、いま市民の方から広域化大型化、ごみ発電については、筑波の郷から水戸の近くまであまりにも広いところを一カ所にするのは全く常識的に納得できない。お金がいくらかかるか分からない。こういう質問がありまして、そういうことに関連して議案質疑をいたしましたけども、これは臨時議会にそぐわないという理由です。こういうことにはとても納得できません。こういうことではですね本当に市民の負託にこたえることができる議論ができない、そういうことを最初に抗議を含めて申し上げるものであります。

次に、通告に基づいて議案質疑を行います。

まず、議案第6号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

補正予算は、年間の通常的一般会計予算では見通せなかった件について、必要な補正をするものであると理解しております。

そこでお伺いいたします。

（1）予算書5頁の先進地管外行政視察研修費として60万円計上されていることについてであります。

①私は、毎年1回、管外行政視察研修は実施されているものと理解していましたが、補正として計上される理由は何か。

逆に言いますと、毎年研修を行っているのに、何故通常的一般会計予算に計上しないで、補正予算に計上したのかという質問であります。

②これは繰越金として、60万円を歳入として計上できたから、このお金を先進地管外行政視察研修に充当したのか。

③今回補正予算化された先進地管外行政視察研修について、具体的に研修先はどこで、先進地とされる内容はどのようなことなのかお伺いいたします。

(2) 同じく予算書5頁、老人福祉センター解体事業「白雲荘解体設計業務委託」として460万円計上されていることについてでございます。

①これは、解体設計の業務委託費で、解体工事そのものにはさらに多くの費用が掛かるものと理解しておりますが、この460万円の詳しい内容についてお伺いいたします。

(3) 同じく予算書の5頁に周辺環境整備事業
周辺道路路線測量業務委託料として740万円計上されていることについて、

①この事業の詳しい内容について、説明を求めます。

(4) 歳入について、

①これらの財源は負担金1200万円で賄われておりますが、3市1町の負担金の算出基準について説明を求めます。以上が第1回目の質問です。

○議長(山本進君) 総務課長・本田君。

○総務課長(本田俊行君) ただ今の先進地管外行政視察研修費の計上についてお答えいたします。

質疑に対する答弁の順序が前後することをお許し願います。

今回の視察先は、循環型社会形成推進交付金制度により実施された事業で、更に本組合が進めております複数の自治体を広域化して事業の統合を図った地域、施設の中から、比較的新しい事例を対象に選定いたしました。

これらの目的に沿って視察先を選定した結果、当初予算に計上した旅費等に不足を生じたため、今回補正したものです。

補正財源については、前年度の繰越金の一部を充当しております。

続きまして、福祉センター解体業務についてご説明申し上げます。

今回の補正予算に計上いたしました白雲荘の解体設計の範囲につきましては、白雲荘本体及び付帯する設備として、受電設備や給湯ボイラー、給排水設備等のほか、別棟の工作室の解体一式で、すべての建物、設備等を解体し更地にする計画でございます。

以上でございます。

○議長(山本進君) 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長(織田俊彦君) 周辺環境整備事業・周辺道路路線測量業務委託料740万円についての内容につきまして、ご説明いたします。

周辺道路整備事業につきましては、広域化に伴う搬入車両の増加や、施設アクセス道の狭隘・歪曲個所の対策として道路整備を実施するため、現在の地形を測量する業務でございます。測量範囲は石岡市道新田山・高浜線から霞台厚生施設組合前をとおり小美玉市高崎地内までの延長1km区間でございます。内容につきましては、地形測量や縦断測量、横断測量など、道路設計や工事図面となる道路整備事業の基礎資料として使用する図面を作成するものでございます。

続きまして、負担金1,200万円の3市1町の経費負担について答弁申し上げます。

周辺道路整備事業や白雲荘解体設計に関する経費負担割合は、3市1町による協議の結果、均等割10%、人口割10%、搬入割80%で算出した割合を負担割合にすることとしております。その結果、石岡市38.03%、小美玉市24.12%、かすみがうら市22.38%、茨城町15.47%となります。

周辺道路路線測量業務に係る補正額740万円、白雲荘解体設計業務に係る補正額460万円に負担割合を乗じた結果、石岡市456万3千円、小美玉市289万5千円、かすみがうら市268

万5千円、茨城町185万7千円の負担金、合計1,200万円の歳入となっております。

説明は以上でございます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 第2回目の質問をいたします。

(1) 白雲荘の解体に関する総額の費用はどうなるのか。代替施設建設に要する費用はど

のくらいかかるのか。いつ建設されるのかお伺いします。

(2) 周辺環境整備事業の内容と総予算がどうなるのかお伺いします。

(3) このような費用は全額3市1町の一般財源で賄うことになるのか、国の財源も考えているのか、お伺いします。

(4) 広域化事業の最高責任者である今泉管理者にお伺いいたします。

一体この広域化事業は総額でいくらかかるのか、当初は132億円、トン6千万円の計算でした。次に146億円、これはトン6800万円、そして平成27年度には、トンあたりの単価は7700万円になるといわれています。東京オリンピックの需要もあるので、年々高くなっていくことが予想されます。

さらにマテリアルリサイクル施設を踏まえて、172億円といわれておりますが、今回、一部が提案された白雲荘の解体と代替施設の建設、中間置場建設、現有施設の解体費用など総額はどのように考えているのか、まったくどうなるのか考えがないで、やればやるだけかかっていく。こういうことはふつう家計では考えられないですよ。だいたい総額がどのくらいで、どういう施設をつくるのか。

○議長(山本進君) 小松議員に申し上げます。通告の範囲内での質問を続けてください。

○5番(小松豊正君) このことをお聞きしたいと思います。

それで、やはりごみの減量化・資源化、ごみ処理場の分散化・長寿命化、市民とともに協働で行って、ごみの処理を通じて石岡市の新しい役割、地域経済の活性化にもつながる、そういうものが必要と確信しますけれども、管理責任者の責任ある答弁を求めます。

以上が2回目の質問です。

○議長(山本進君) 建設計画課長補佐・栗山君。通告の範囲内でご答弁願います。

○建設計画課長補佐(栗山英範君) ただいまご質問いただきました件に関しまして、ご答弁申し上げます。

まず、白雲荘解体に係る総額でございますが、解体費用に係る総額につきましては、それらを算出するために今回解体設計費用を計上させていただきましたので、その設計内容によって総額がみえてくるものと思います。現時点でお示しできなことをご了承いただければと思います。

2点目の周辺環境整備事業につきましては、小松議員から議案質疑の通告をいただいている内容と重複することもございますけれども、今後、例えば、白雲荘に代わる施設等につきましては、地元の住民の方々や、周辺市町との協議を経て最終的に計上されるものでございますので、まだ現時点でどのようなもの具体的な費用等については明らかになってございません。先ほど申し上げました道路の部分につきましては、今現在想定しておりますのが、霞台施設前の道路延長1kmを想定しているところでございますけれども、これらにつきましても、今後、測量等を実施していく中で具体的な費用等が出てくるものと考えてございますので、現時点ではまだ明らかになってございません。

さらに、財源として国とかの事業費を想定しているのかという点につきましては、今回の白雲荘に代わる施設整備の部分と道路に関する整備の部分につきましては、一般財源で捻出する必要がございます。国等の有利な財源措置は現時点ではございません。

ただし、昨年度の3月、私ども、また、議会議員の皆様にご協力をいただきまして、中央要望をさせていただいた際には、ごみ処理施設をつくるにあたりましては、周辺道路整備も必須事項であるので、今後そのような部分についても、交付金の拡大をお願いしたいということをご地元自治体から要請させていただいた経過がございます。

議案質疑に関連するご質問に関しましては、以上でございます。

○議長(山本進君) 小松議員に申し上げます。通告に基づく質問に対する答弁は終わりましたので、次の質問に移っていただくようお願いいたします。

5番・小松君。

○5番(小松豊正君) はい、分かりました。

非常にですね、決まってない中でやっているということが良くわかりますよね。

議案第7号に移ります。霞台厚生施設組合高令者福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについて質問いたします。

このことについて、私は当初、通告をいたしました、しかし、これも広域化の是非に関わることで全文を削除されました。本当にこれは抗議をするしだいです。遺憾です。

具体的に質問に入ります。

(1) 白雲荘が竣工から37年経過していることも撤去解体の理由に挙げていますが実際に利用している方々からは、まだまだ使えるという声が聞かれます。

そこで、①白雲荘の残存価値はどのように考えているかお伺いします。

②白雲荘は平成25年度決算では23,067人が利用するなど、毎年高令者などの有意義な憩いと交流の場になっています。1日200円です。非常に使いやすい。

この様な利用者、市民の皆さんの了解を得ているんですか。私の知る限り今年で廃止する予定であると知った利用者市民は正に寝耳に水でとんでもないと怒っています。管理者と副管理者はこの様な全く常識を逸脱するようなやり方をどのように考えているんですか。全員から答弁を求めます。

③平成29年度から廃止するとあるが、多くの利用者と市民に代替施設ができるまで、この方々にはどのように生きて過ごせばいいのかというふうに加え、説明をしていくのか答弁を求めます。

④代替施設はいつどこにどのようなものが建設されるのか、その見通しについて伺います。土地は確保されているんですか。以上が1回目の質問です。

○議長(山本進君) 総務課長・本田君。

○総務課長(本田俊行君) それではお答えいたします。私からは、白雲荘の残存価値及び利用者、市民への説明についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、白雲荘の残存価値はございますが、このまま引続き使用するには、全面的な改修も必要になってくると考えております。

白雲荘をご利用頂いているお客様には、当分のあいだ、管内にある類似の公共施設の利用をお願いするとともに、町内会の集会等に利用されていた団体様には、環境センターの研修室を開放するなどの対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長(山本進君) 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長(織田俊彦君) ご答弁申し上げます。

代替施設がいつどのようなものが建設されるのかにつきましては、今後、周辺住民の方々等の意見を聴くほか、構成市町間での協議を踏まえて決定してまいりたいと考えております。ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(山本進君) 管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 答弁申し上げます。小松議員ご指摘のとおり、開設後37年を経過する中でいまだに多くの皆様にご利用いただいている施設を廃止することに対しては、苦渋の決断をいたしました次第でございます。

しかし、一方で住民生活の安定という観点から欠かすことのできない「ごみ処理施設」の広域化整備を進める上で、検討を重ねた結果、既存の福祉センターを一旦取り壊し、用地を確保することの優位性を選択したものでございます。住民の皆様には、構想策定の段階からその選択肢についてご説明し、ご理解を得る努力をしてまいりました。

なお、白雲荘に代わる施設の整備につきましても、住民の皆様の声をお聞きしながら、計画を進めてまいる所存でございます。まずは、先行してごみ処理施設を整備した後、新たな還元施設を整備することで4市町が合意しておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(山本進君) 副管理者・島田君。

○副管理者(島田穰一君) それでは小松議員の質問にお答えいたします。

ただいま、管理者の方から説明のあったとおりでございます。私どもも苦渋の決断をしたということでございます。これから住民の皆様方さらには関係者の皆様方によく説明をし、ご理解を頂けるように努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお

願いたします。以上です。

○議長（山本進君） 副管理者・坪井君。

○副管理者（坪井透君） はい、副管理者の坪井でございます。先ほど今泉管理者からご答弁申し上げたのと同じでございます。市民生活により良いごみ処理施設を目指して努力してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 副管理者・小林君。

○副管理者（小林宣夫君） はい、お答えいたします。先ほど今泉管理者からご答弁ありました、4市町で合意をいたしておりますので、当然内容について同じような内容でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問に入ります。

管理者を含めて苦渋の選択、苦渋の判断、決断であったということなんですけども、市民の人がほとんど知らない。知ったのは白雲荘の中に張られた掲示、これも正式に霞台議会で廃止と決めてないのに、廃止をするというふうに掲示をされたこのこと自身も納得できないことなんですけども、そういう風に今回の広域化あるいは大型化ごみ発電については、本当に市民の方々のありのままの生活の実態をよく認識して、そういう方が幸せになるように、そういう立場で首長の皆さんは日々頑張っておられると思うんですけども、この問題については、まったくこれは大変納得できない。そういう事態になって、あとで申し述べますけれども、ここに住む周辺の方々が存続を求めてですね、署名をされてるわけです。これは大変重いものですよ。800何名と聞いておりますけども、これはこのことだけでも、ごみ発電とか広域化とかいうことを考え直すべき、そういう一つのタイミングが住民から提案されているんですよ。そのことについて、さらにどういうふうにお考えでしょうかね、それがひとつ。

それから、ですからやはり、白雲荘の廃止が正式にこの霞台議会の議決に係っているんですけども、これは是非やはり一旦中断して、利用者市民の意見、要望などをアンケートをとって聞くべきじゃないですか。それをやらなければ、本当に多くの人々を相手に回すようなことになると思います。これについてどのようにお考えでしょうか。

それから、代替施設の問題については、土地が決まっているのかと聞いたけど、答えがありませんでした。そここのことについてお答えいただきたいと思います。

いずれにしても、利用者市民の声を無視して白雲荘を強引に廃止することは許されません。解体計画は撤回すべきです。管理者副管理者の責任ある答弁を求めるものであります。

〔拍手あり〕

○5番（小松豊正君） 最後に臨時議会に向けて、ごみ焼却施設を考える市民の会から提出され既に受理されている「市民の憩いの場所、白雲荘の存続を求める陳情書」は、この暴走の中、本当に短時間の間に834名の署名が事務局に届けられていると聞いております。地方自治法第102条第5項には、臨時議会の開会中に、急施を要する事件があるときは、前の2項の規定に関わらず、ただちにこれを会議に付議することができる旨と書いてあります。この陳情を地方自治法第102条第5項に基づく急施事件として取り扱い、今回付議されている二つの議案の採決の前に、署名をされた市民の方々、関係の方々十分に納得できるように審議を尽くすことを強く求めます。この申し入れは、既に昨日の正午前に日本共産党議員団として山本進議長宛てに事務局を通じて行いました。この様な多数の陳情署名について・・・。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。通告に従いまして、議案第7号に対する質問をお願いします。

○5番（小松豊正君） 以上で、議案第7号に対する2回目の質問といたします。明快なお答えをお願いいたします。

〔拍手あり〕

○議長（山本進君） 傍聴者の皆様方に申し上げます。ご静粛をお願いしたいと思います。

す。

〔私語あり〕

○議長（山本進君） 拍手もご遠慮ください。

ただ今より、管理者今泉君が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 小松議員の2回目の質問にお答えいたします。

白雲荘の件でありますけれども、提案理由の説明において申しあげましたとおり、本案については、昭和54年から老人の健康の増進、教養の向上及び娯楽、保養のための施設として便益を供与してまいりましたけれども、ごみ処理広域化という市民生活の安定、それを整備していくために苦渋の選択という言葉を申し上げましたけれども、そのために総合的に勘案し、この結論となったものであります。代替施設につきましては、先ほど担当課長が申しあげましたとおり、今後市民の皆様方のご意見を頂戴いたしながら、構成市町の協議を踏まえて決定したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただ今の小松議員のご質問に対してご答弁申し上げます。順序が逆になりますけれども、まず土地が決まっているのか否かについてご答弁申し上げます。

現時点でどこに新しい還元施設を建てるということについてはまだ決まっておりません。ご了承ください。

次に1点目の市民の皆様には知らされていない、決まっていないのに張り出されていたのは如何かという点について、いくつか答弁申し上げます。

今回、議案として上程させていただいておりますとおり、白雲荘につきましては、条例でございます。つまり最終的な決定といたしましては、慎重なご審議を頂きましたのち、議会の議決を以ってでないとは公式な見解としては発表できない部分もございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、利用者に少しでも不便をきたさないようにという観点から、過日、議員の皆様にご説明をさせていただいたのち、先ほど本田から申しあげましたとおり、館内の掲示や利用団体の方に直接電話等を申し上げたしだいでございます。

さらに、昨年度の取組み状況といたしまして、いくつかご報告させていただきます。

私どもは4市町全ての自治体において、住民説明会を開催させていただいたところがございますけれども、なかでも周辺住民の方については、何回かご説明をさせていただいた経緯がございます。

そのような中で、もしかすると敷地の観点から白雲荘のほうを先行して解体することもあり得なくはないことを申し上げたほか、先ほど住民の意見ということでございますけれども、昨年度実施いたしました住民アンケートの中で設問として具体的に入れてございます。申し上げます。

人口の減少により公共施設の統廃合とかが進められるような状況にあります。そのようななか白雲荘は昭和54年に竣工を迎え、運営を続けるためには、引き続き、維持管理費用等の税金を引き続き投じる必要があります。

これらを踏まえて、今後の運営についてどのようなお考えでしょうかという部分について、石岡市と小美玉市に居住する方にご質問をさせていただいたうえでですね、550名の方に回答をいただきまして60%の方が税金は余暇施設よりも必要性の高い施設や事業に投じるべきとの回答を頂いております。

一方で、さきほど、4市町間で新しい還元施設を整備するという合意したとお伝え申し上げたところがございますけれども、当然、地元自体体に対しましてはご迷惑をおかけする部分もございますので、地域への還元策についてどうかという部分につきましては、税金を使ってでも、施設を整備して地域に還元する必要があるというご回答を頂いたことから、まずもって、ごみ処理、安定かつ安全に処理をするということを第一義的に考えたうえでですね、やむをえず、今回、白雲荘については、手狭なために苦渋の選択と管

理者が申しあげましたところでございますけれども、それに代わる施設については、4市町間で合意をしまして、新しいものについては検討し整備していくということでご了解いただいているところでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 12番・川澄敬子です。茨城町の議員です。議案第6号の白雲荘の解体と周辺環境整備事業及び議案第7号についての質問は、小松議員と重なりましたので、割愛しますが、白雲荘解体については、まだ十分審議は尽くされたとは思いませんので、今回条例を廃止するのではなく、さらに検討審議を尽くすことを求めたいと思います。次に、議案第6号一般会計補正予算の歳出の議会費について質問します。これは先進地管外行政視察研修費として60万円を補正するものです。

この視察の参加の可否について、事務局から連絡があったとき、視察先等の詳細について、全く明らかになっていませんでした。

私自身は議員としてまだ新米ですけれども、こういう視察については、視察先、視察内容が明らかになって参加するかどうかということを検討すると思っていましたので、大変驚きました。

この点について事務局に問い合わせた結果、やむをえない事情ということも分かりましたけれども、本来先進地視察というのは、霞台厚生施設組合のごみ処理施設の今後について参考になる先進事例を学ぶものであり、議員各位からの提案などを参考に意見を聴きながら決めていただきたいと強く求めたいと思います。

私自身は、この間長寿命化を進める土浦市や牛久市のごみ処理場、広域化を進めたひたちなか市のごみ処理場、また、生ごみの堆肥化を行う日立化成の工場や、山形県長井市のレインボープランなどを視察してきました。東京都世田谷区の住民運動の方からは、世田谷区のごみ処理施設はガス化熔融炉だそうですが、使用開始後、8年足らずなのにトラブル続きで大変問題が多いということもお聞きしております。また、全国的にはごみゼロをめざし、ごみの減量化をかなり進めて成果をあげている自治体もいくつかあります。

是非こういうところの視察をお願いしたいと思っておりますので、今回行われる先進地視察先をまだ私知らないんですけども、どのような理由で選定されたのか、その経過をお聞きしたいと思います。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい、それではお答えします。5月に開催された全員協議会で、本年度の視察について実施する決定を受け、正副議長及び各市町から1名の代表議員をもって協議しました。

視察地の選定については、本組合が進める広域化整備事業の方向性に合致した地域、施設の中から、できるだけ新しい事例を視察し、設備の斬新性及びそのプロセスや広域化の事業効果を含めて見聞することで、一層事業への理解を深める観点から、候補地の選定にあたりました。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 今の段階でどこに行くかというのは決まっていないんですか。

日にちについてはお聞きしましたが、これは各市町からの予算を使うものですので住民からの税金を使って視察するというので、霞台の施設にとって役に立つ視察でなければ意味がないと思うんですけども、どこに行くのか教えていただきたいんですが。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） お答えします。視察研修については1泊2日の予定をしております。

1日目、北海道小樽市にございます、北しりべし広域クリーンセンターに行く予定でございます。この施設については、6市町村による広域化を図っている施設でございます。

処理能力等については、ごみ処理施設が日量197t、灰熔融炉が日量15t、リサイクルプラザが36tでございます。

2日目に予定しております、やはり北海道の歌志内にあります、中・北空地エネクリー

ンという施設で、この施設は5市9町による広域化を図っている施設でございます。

この施設については、ごみ焼却施設のみとなっております。日量85tになっております。以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で質疑は終わりました。

続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論）

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正でございます。

討論の前に申し上げたいのは、830余筆を超える「市民の憩いの場白雲荘の存続を求める陳情」について、地方自治法第102条第5項に基づく急施事件として取り扱って今回付議されている議案の採決の前に署名された方の十分納得できる審議を尽くすことを強く求めております。

しかし、これを無視して討論採決を行うのであれば、これは議長の議会運営が議会制民主主義を自ら侵すものとして批判せざるをえないと思います。そういうことを申し上げて討論をいたします。

それでは討論に移ります。

議案第6号平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について反対討論を行います。補正予算として提案されている先進地管外行政視察研修のための普通旅費60万円を、老人福祉センター解体事業白雲荘解体設計業務委託費460万円を、周辺環境整備事業、周辺道路路線測量業務委託料740万円を、全て3市1町のごみ処理場の広域化と大型化ごみ発電を強行するためのものです。

日本共産党は、市民の皆さんとともに3市1町のごみ処理場の広域化とごみ発電について、ごみ問題の基本である3R、ごみの発生抑制、再使用、資源化に相反するのでであると批判し、現在3つのごみ焼却施設の健康度調査をして分散化長寿命化を図るべきだと主張して参りました。この様な立場から補正予算に賛成することはできません。反対致します。

次に議案第7号、霞台厚生施設組合高令者福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについて、反対致します。

白雲荘は平成25年度決算で23,067人が利用するなど、毎年毎年2万人を超える高令者などの有意義な憩いの場となっております。これら利用者、そして市民の皆さんの了解を得ずに、こういったごみ発電のために一方的に高令者福祉センター白雲荘の廃止を平成29年度から強行することは認めることはできません。反対するものです。

私は議員各位の皆さんの是非ともご賛同を訴えるものです。議案第6号、議案7号に対する反対討論といたします。

○議長（山本進君） 以上で、討論を終結します。

（採決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第6号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第7号・霞台厚生施設組合高令者福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立：13/15人〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

（追加日程第1）

○議長（山本進君） 次に、本日の臨時会までに先ほど審議した議案に関する陳情が提出されたので、これを日程に追加して議題といたしたいと思いを。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。
暫時休憩いたします。

（陳情書配布）

午後12時20分休憩

午後12時23分再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き再開いたします。

追加日程第1、ただいま配布いたしました陳情第1・市民の憩いの場「白雲荘」の存続を求める陳情を議題といたします。

本案は、先に審議可決した議案第7号の趣旨に反するものであります。

その陳情趣旨は、白雲荘を利用している住民の皆様の気持ちを汲めば十分理解できるものであります。本組合を構成する4市町がやむなく「ごみ処理施設の整備」を優先することを決定し、代替施設を設置することでも合意しております。

更に、先ほど当議会におきまして白雲荘の設置管理条例を慎重審議した結果、廃止する決定をいたしました。

よって、一事不再議の原則から、本件を「みなし不採択」といたします。

○議長（山本進君） 以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会を閉会いたします。
たいへん、ご苦労さまでございました。

午後12時24分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山本進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 鳥羽田創造

署名議員 大槻勝男